松本市美術館駐車場混雑状況配信システム導入および運用保守業務
公募型プロポーザル指示書

一般社団法人松本観光コンベンション協会

１　事業趣旨

松本市美術館駐車場の混雑状況を来館者が来館前等に松本市公式観光サイト上で確認できるようにし、来館時刻や交通手段等を判断する際の参考情報を提供する。松本市公式観光サイトで公開中の国宝松本城天守、国宝旧開智学校校舎及びさわんど駐車場の表示に松本市美術館駐車場の混雑状況を追加する。

２　委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和 9 年 4 月 30 日までとする。松本市公式観光サイトでの配信開始は令和 9 年 3 月 31 日を予定し、配信開始日から 4 月 30 日までの運用保守は本契約に含む。

令和 9 年 5 月 1 日以降の運用保守は別契約とする。ただし、提案の価格評価に用いるため、令和 9 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの 12 か月間について、運用保守の見積りを求める。

3 月 15 日までに公開前の導入検査

3 月 31 日予定の配信開始時に本番表示確認

4 月 15 日までにシステム開発の検収

4 月 30 日までの運用保守が完了した後、仕様書第９項に基づき、契約全体の完了検査を行う。

３　業務概要

履行場所：松本市美術館駐車場

業務内容：別紙「公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

４　業務委託料上限額（消費税及び地方消費税の額を含む）

① 初期費用（今回の契約分）：上限 3,200,000 円。配信開始日から令和 9 年 4 月 30 日までの運用保守費用を含む。

② 5 月以降の月額保守費用（価格評価用）：月額上限 40,000 円。配信の継続に必要なサービス利用料、通信費、機器の賃借料及び保守費用のうち、提案構成で必要となるものを含む。

③ 価格評価額：①の提案額に、②の提案月額の 12 か月分を加えた額。

見積書には、初期費用、月額保守費用及び価格評価額を区分して記載すること。

初期費用又は月額保守費用のいずれかが、それぞれの税込上限額を超える提案は審査対象外とする。

５　仕様

別紙「公募型プロポーザル仕様書」のとおり。既存製品の標準機能のみで満たせない要件についても、機器、外部連携又は補完機能を含めた実現方法を提案すること。

仕様書第４項から第８項までのうち、受注者に履行を求める事項を必須要件とする。提案者は、各要件の実現方法を提案書に示すこと。

６　参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。複数者で共同提案する場合は全構成員が満たすこととし、原則として代表者を契約の相手方とし、他の構成員は協力者とする。ただし、複数者を契約の相手方とする提案を行う場合は、その複数者全てを提案書に明記すること。

(1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2)公告の日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
(3)松本市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。
(4)国および地方公共団体などにおいて指名停止措置を受けていないこと。
７　参加手続きに関する事項
（１）日程
企画提案の公募開始　令和 8 年 11 月 26 日（水）
質問の受付開始　　令和 8 年 11 月 26 日（水）
質問の受付終了　　令和 8 年 12 月 14 日（月）午後５時までメール必着
質問に対する回答の公表 令和 8 年 12 月 16 日（水）まで
参加表明書提出期限　令和 8 年 12 月 21 日（月）午後５時までメール必着
企画提案書提出期限　令和 8 年 12 月 23 日（水）午後５時までメール必着
（企画提案書本文は A4 で１０枚以上２０枚以内。見積書、会社概要などは別）
プレゼンテーション審査　令和 8 年 12 月 28 日（月）予定
※日程は変更する場合がある。
（２）　参加表明書の提出
提出期限までに、以下の書類を電子メールに添付し、PDF 形式で第 14 項の提出先に送付すること。
ア　参加表明書（様式は任意）
イ　会社概要
ウ　誓約書（様式は任意）
（３）企画提案書の提出
提出期限までに、以下の書類を電子メールに添付し、PDF 形式で第 14 項の提出先に送付すること。企画提案書の本文はＡ４判 10 枚以上 20 枚以内とし、見積書、会社概要等の別添書類は本文の枚数に含めない。
・企画提案書（本文に業務実施スケジュールの概要を記載すること。）
・提案見積書（第４項、第８項（１）の価格評価及び仕様書第７項参照）
・業務実施スケジュール（様式任意）
・業務協力予定書（共同提案の場合のみ。様式任意）
各提出書類には団体名を明記すること。同一の申込者からの複数の企画提案は認めない。提出書類は返却しない。
（４）質問の受付及び回答
質問は要旨を簡潔に記載し、受付期間内に、第 14 項の提出先に電子メールで送付すること。件名は「（団体名）松本市美術館駐車場混雑状況配信システム質問書」とする。
質問及び回答は、質問者名を伏せて当協会のホームページに掲載する。
（５）その他の留意事項
ア　申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。
イ　申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
８　選定方法
「企画競争実施委員会」の審査において、下記の内容に基づき総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

（1）評価項目

評価項目		評価内容	評価点
1	使いやすさ (20 点)	来館者が混雑状況や情報の取得可否を分かりやすく確認できるか。職員が手動切替・自動復帰等を容易に操作できるか。	20
2	システム仕様（30 点）	看板認識、API 連携、既存３か所への影響防止、履歴、異常時表示、反映時間、情報セキュリティ等について、仕様を満たす実現方法が示されているか。	30
3	実施体制・業務遂行能力（25 点）	業務責任者・担当者の配置、類似実績、現地設置・サイト連携・試験・研修の体制及び工程が適切か。	25
4	保守体制（15 点）	一次窓口、緊急連絡、障害時の切り分け、機器・通信・サイト管理者との役割分担等が適切か。	15
5	価格（10 点）	価格評価は、第 4 項に定める価格評価額（初期費用の提案額に、月額保守費用の提案額の 12 か月分を加えた額）に基づき行う。価格評価点は、第８項（２）イの有効提案のうち最低の価格評価額を当該提案の価格評価額で除し、10 を乗じて算出する。一次審査と最終審査には同じ価格評価点を用いる。令和 9 年 5 月 1 日以降の運用保守費用は、価格評価にのみ算入する。	10

（2）参加資格の確認及び書類審査

ア　参加資格については、「6 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ　参加資格・必須要件及び第４項の費用上限を満たす提案を有効提案とする。有効提案が４件以上の場合は、（１）の評価項目で書類審査を行い、得点上位３者（３位同点者全員を含む。）を通過とする。３件以下の場合は書類審査を省略する。共同提案は１件と数え、一次審査の得点は最終審査に加算しない。

（3）プレゼンテーション審査

ア　一次審査を実施する場合はその通過者を、実施しない場合は有効提案を提出した全者を、プレゼンテーション審査の対象とする。

イ　出席者は総括責任者を含む最大３名までとする。

ウ　プレゼンテーションは１提案者あたり約２０分（提案説明１５分、質疑応答５分）を想定し、個別に行う。なお、提案者数によって時間は変更する。

エ　プレゼンテーション審査においては、提出書類及びプレゼンテーションに基づき評価を行う。

オ　最低評価基準点は採点した審査員の人数に１人当たりの満点（100 点）を乗じた点数の 70%とする。

カ　最終審査で最低評価基準点以上の者を合計得点順に順位付けし、第１順位の者を契約候補者とする。提案者が１者の場合も同様とする。

キ　実施委員会による採点が同点の場合には、委員全員の協議により同点者の順位を定める。

ク　基準点以上の者がいない場合は候補者を選定せず、再募集することがある。

（４）委託相手方の選定及び契約について
ア　契約の締結に当たっては、仕様書及び選定の根拠となった提案内容を基本とし、契約内容について双方が協議する。協議により合意した場合は、仕様書又は提案内容の一部を変更することができる。最終的な契約内容は、当該変更を反映した契約書において確定する。
イ　選定後、契約締結までに契約候補者が第６項の参加資格を満たしていないことが判明し、又はこれを満たさなくなったときは、第９項に基づき失格とし、選定を取り消す。
ウ　契約候補者の選定を取り消した場合又は当該候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
（５）選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等
選定の結果は、審査終了後に提案者に対してメールにより通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。また、契約締結後に当協会ホームページで審査結果（契約先、参加者数、評価結果の概要）を公表する。
９　参加資格の喪失
以下のいずれかに該当した者は失格とする。
参加資格を満たしていないことが判明、又は、満たさないこととなったとき
提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
審査の公平性を害する行為があった場合
１０　参加資格等についての申立て
本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して１０営業日以内にその理由等について書面により求めることができる。
１１　評価についての申立て
企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して３営業日以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。
１２　企画提案の著作権等に関する事項
企画提案の著作権は各提案者に帰属する。なお、契約締結後に本業務により作成された成果品の権利の帰属は仕様書の定めによる。
当協会は、企画提案を本審査に必要な範囲で利用できる。採用案を本業務に利用又は改変する場合は、事前に提案者に通知する。不採用案を審査目的以外で利用又は改変する場合は、事前に提案者の書面による承諾を得る。
企画提案者は、当協会に対し、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、当協会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
１３　その他留意事項
企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
提出後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。
提案者は、当協会の提供資料を本件への参加申込み、提案書の作成及び審査への対応に使用できる。目的外の使用、公表又は第三者への提供には、当協会の事前の書面承諾を要する。

１４　問合せ先・提出先

担　当　一般社団法人松本観光コンベンション協会　宮之本伸
住　所　〒390-0873　松本市丸の内４－１８
ＴＥＬ　0263-60-8469
e-mail　s.miyanomoto@matsumoto-tca.or.jp